

改定内容対照表：日本生殖ホリスティック医療学会

(旧：日本レーザーリプロダクション学会) 会則

総則	改定前	改定後
—	会則名： 日本レーザーリプロダクション学会会則	日本生殖ホリスティック医療学会 (旧：日本レーザーリプロダクション学会) 会則
第1条	(名称)： 第1条 本学会は、「日本レーザーリプロダクション学会」という。英文表記は Japan Society for Laser Reproduction 略称を JaSLaR とし、設立日は平成18年4月2日とする。	第1条 本学会は、「日本生殖ホリスティック医療学会(旧：日本レーザーリプロダクション学会)」という。英文表記は Japan Society for Reproductive Holistic Medicine 略称を JSRHM とし、設立日は平成18年4月2日とする。
第14条	(学生会員)： 第14条 学生会員は本学会の目的に賛同し、レーザー医学に関心のある医学生で別に定める手続きを経て理事会において承認された個人とする。学生会員は学術集会で聴講することができる。	第14条 学生会員は本学会の目的に賛同し、レーザー医学に関心のある学生で別に定める手続きを経て理事会において承認された個人とする。学生会員は学術集会で聴講することができる。
第50条	—	新しく追加： 第9章 学会名称改定 (学会名称の見直し) 第50条 本学会の名称は、学会活動および社会的状況に適合するよう、5年ごとに見直しを行うものとする。名称変更が必要と判断された場合は、理事会の審議および総会の承認を経て改定を行う。